

始



特 251

863

國體觀念の教養に就て

特 251
863

正 誤 表

九頁十五行目於古今(一)
十八頁十三行目教へる(と)脱漏
二十頁五行目 (を)
廿四頁五行目 長い(一)
卅頁十四行目 通(り)脱漏

正 (一)
(と)
(は)
(一) 削除
(り)

客臘、九千萬國民の待望久しかつた

皇太子殿下御降誕の御慶事を拜し、萬民欣躍の裡に皇紀二千五百九十四年の新春を迎へ、皇運隆々皇國の前途益々洋々たるものあるを思ふものである。

此の時に方り、我等國民は悠久宏遠なる建國の大精神を凝視し、國體觀念を一層明瞭にして其の信念の確立に努力し、愈々國運の伸暢に力め以て天壤無窮の皇運を扶翼し奉るべきである。

本稿は、嘗て仙臺皇道會の總會席上に於て述べられた、澁谷仙臺市長の講演を速記したものであるが、近く開催せらるべき建國祭に際し、教育其他關係方面の参考に資するは極めて有意義なりと信じ、敢て之を上梓した次第である。

昭和九年一月

仙 臺 市 教 育 會

國體觀念の教養に就て

此の間の事でありましたが、皇道會の方から高橋君が御見えになりました、此の二十三日に何かお話をするやうにといふ御相談であつたのでありますが、皇道會と申せば、其の道についての、御造詣の深い先輩諸君の團體でありますから私如き俗人が罷り出でて、お話申上げるといふことは。甚だ僭越でもあり、又甚だ烏滸かましい譯でありますから、切にお断りいたしましたのであります。ところが高橋君は、會には色々都合もあり又經濟上などの關係もあるから是非、今度だけ遣つて貰ひたい、短かい話でも宜しいからと云ふことで押しつけられましたので遂に一場のお話を申上げることになりました様な次第で、先輩諸君も多數御見えになる此の席上に於て愚見を申上げることが如何かとも思ふのですが、暫らくの間御靜聽を煩はしたいと存じます。

實は私昨今、非常に晝夜多忙でありまして、此のお話を引き受けましてから、殆んど文献を調べるといふ暇がありませんのであります。従つて學問上から確實なる根據によつて、私の中上げる所を、立證して行くと云ふやうな暇がありませんのであります。其

の邊は豫じめお許しを願ひたいと考へます。

私の申上げたいと思ふのは國體觀念の教養についてであります。此のことを思ひつきましたのは、御承知の通り明治四十三年大逆事件發生以來、我が國には不祥事件が遺憾ながら簇出してゐるのであります。その顯著なるものを申上ぐれば、虎の門事件、或は近くは櫻田門事件、その他、共產黨檢舉に關する事件が簇出してゐるのであります。而して之等の事件の主となるものは、我が國體を否認し我が〇〇を否認することが、その思想の根底と相成つてゐるやうであります。極めて最近の事實を申し上げますが此の八月一日でありましたが、私共は市民體育獎勵のために早起體操會といふものを一日からいたしますので朝早く五時半頃に市役所に參つたのでありますが、その際自動車の車庫の中に赤いのや、青い紙を小さく切つて、それに謄寫版刷りを以て印刷したものが數十枚一束として投入されてあつたのであります。これは寧ろ軍國主義といふものに反對する趣意であらうと思ふが、然しながら一番初めの方に、帝國主義反對、戦争反對と書いてある、そしてその次ぎの行には、ソビエト同盟を守れ………斯ういふ風に書いてあつた。その後は戦争反對の文句であります。それから越えて八月中旬であります、東二番丁の小學校に兒童の集る日であつたと思ひますが、その日に何者かが教室に入り

まして、そして白墨を以て黑板に不穩な文句を書いたのであります。察するにこれは職員なり、生徒等の眼に觸れ、その途の宣傳に供するためによつたものと思ひます。字はところ／＼消えて居りますが残つてゐる所を見ましても眞に痛歎に堪えない文句が書いてございます。これは、兒童の眼に觸れたことは眞に遺憾でありましたが見附け次第に學校では之を消したのであります。此の文句は前の方は消えて居りますが、欺瞞政府を倒せと云ふことが残つて居りまして、合理化と人類、主義に立てる共產主義を守れ、〇〇とは何ぞや、その後は私が此處で皆様の前に讀むに堪えないことが書いてあるのであります。

又近くは本月四日に榴ヶ岡小學校教員に對するものと、東六番丁小學校教員に對するものが私に判つて居りますが、これは無産青年デーと云ふのでありまして、可なり如何はしいことを書いて居るのであります。矢張り帝國主義に反對しろ、戦争に反對せよ青年を犠牲にする帝國主義に反對せよ、無暴なる戦争に反對しろ、青年を犠牲にする帝國主義、盜棒戦争絶対反對、青年訓練所青年團を叩き潰せ、戦争に賛成するファシストを倒せ、ソビエト同盟を守れ、と云ふやうなことを書いてあります。これは彼等が文書を以て教員に宣傳した文句であります。斯様な二、三の例を以て見ましても我が仙

臺市に對して、而も學校を通じて學校の職員並に兒童を通じて共產主義者が屈せず撓ま
ず宣傳を行ひつつあるといふことが判るのであります。又共產黨の反戦スピリットと云
ふやうな抹消したものと見まするこそその要領は〇〇制度帝國主義戦争としての社會のフ
アシストを倒せ、〇〇、大地主、社寺官公有の土地を沒收し之を國家の國有とし、云々
と云ふやうなことが強く主張されて居ります。その他澤山ありますが、餘りに皆様の前
で讀み上げるに忍びない文句がありますので、此の程度で止めますが、要するに我が仙
臺市民に對しても種々の方法で共產主義者が現に、はたらきかけてゐると云ふ事が判る
のであります。もとより之等に對しましては國の權力の力、警察の力、憲兵の力、法律
の力によつて取締つてゐることは御承知の通りであります。斯やうなる深い考へから
つまり心の奥底から主張してゐるところの思想と云ふものは單に力や權力で之を絶滅す
る事が出来るものでありませうか……私共の考へでは之はそれだけの方法では極めて
困難であると思ひます。向ふが鐵砲で來た時に鐵砲で防ぐ事は出來やうが、先方が思想
で來たものを劍やピストルやサーベルで以つて防ぐと云ふ事は、これは刀を以つて幽靈
を切るの類であつて、到底防ぎ切れるものであるまいと思ふのであります。

思想を防ぐ

矢張り思想を以つて襲つて來るものには思想を以つて之を防ぐと云ふより他に有効

には思想を
以てせざる
へからず

な對策は無いものではないかと考へるのであります。其處で私は日本に於きましては此
の立派な國體を有つて居ながら、而も上には、吾々臣民が大みおや様として戴くべき非
常に下萬民を憐み給ふところの誠にありがたい尊い皇室を戴いて居りながら甚だ畏れ多
いことでありますがやんごとなき御方々が輦轂の下に於てさへ軍人や警察官、憲兵隊
を以て極めて嚴重に御警衛申上げなければならぬ、現下の状態にあると云ふことは國民
として誠に悲しむべきことではありますまいか、又外國から之を見ました時に、日本は
何と情けない國柄だと輕蔑されることにならないでせうか、斯やうな考へを有つて見
ますると、之は單に法律を制定し罪を犯したものは之を極刑に處す、殺して了ふ、又共
産主義の結社を組織すると云ふものは根を掘り葉を枯らして之を罪に處すと云ふ
ことだけでは到底之を根絶すると云ふことは六ヶしい、矢張り之は國民の子供の時から
教養して正しき國體觀念を植えつけ如何なる思想が襲つて來ても之に動かされないう
にして置くより外に方法がないのではありますまいかと考へるのであります。斯やうな
見地から現在尋常小學校教育、即ち義務教育に於きましては……此の義務教育は
御承知の通りその國家の存立に必要な最低限度の教育であります。即ち日本帝國を護
つて行くために必要であるところの一番低い程度の教育であるのであります。此の義

國體觀念の
教養

務教育に於きまして此の國體觀念の教養の効果がどれ程に養はれてゐるかといふことを見たいと思ひまして本年の徴兵検査の際に、私も徴兵官として出て居りますからして私の出て居りました時には自分で壯丁一人々々について調べ、又代理の者を出した時には代理のものに調べさせて見たのでありますが其の結果は眞に憂ふべきものがあるのであります。

本年徴兵検査を受けた我が仙臺市の壯丁は大抵大正十四、五年頃卒業して居るのであります。先づ尋常小學校の卒業生、二百十人程に對して調べたのでありますが、天長節といふのはどう云ふ日であるかと聞いたのに對しまして、天長節は天子様の御生れになつた日であると云ふことを知つてゐるものは僅に三割九分だけであります。次に紀元節といふ日はどういふ日であるかと云ふ問に對してこれは百九十四人に對して問を發したのでありますが、紀元節について何の概念も有つて居らないものが百人中六十四人あります。これを割合にいたしますと三割六分が紀元節といふのは日本の始つた日であるとか、建國の日であると云ふことを知つてゐるので六割四分は全く知らないであります。

更に楠正成はどんな人であるかと問ふて見ましたが之は實に驚くべきものであります。

壯丁検査に
現はれたるに
痛歎すべき
事實

百人中七十二人は知らない、正成公は國の忠臣であると云ふことを知らない、知つてゐるものは僅かに百人中、二十八人即ち二割八分だけであります。又神武天皇は何代の天子様であるかと云ふ問に對して百人中、八十四人迄は二代だらうか、五代だらうかと云ふことを知らぬ、知つてゐるものは百人中、十六人、即ち一割六分が神武天皇は何代の天子様であるかといふことを知つてゐる、之は誠に寒心すべきことでありますまいか更に 明治天皇様は何代前の天子様であるかとの問に對しては百人中六十九人迄は知らないであります。何とした事でありませう。僅かに三十一人が判つてゐるのみであります。

又王政復古……之は少し六ヶしくなるが、王政復古とはどういふことであるかといふ問に對しては百人中、八十一人迄は何も知らない、只不完全ながら答へ得たものは百人中、十九人、これは少し六ヶしいからでもりあませうが尋常小學校を卒業して七年限経つた所の壯丁であります。

次に日本には四大節と云ふのがあるが、何々を云ふのか之を完全に知つてゐるものは極めて稀でありまして百人中、僅かに十三人、尤も三大節といふことは知つてゐるやうであります。四大節を知らないものが百人中、八十七人であります。然らば高等科の

卒業生はどうかと云ふと天長節を知らないものが、百人中、四十九人、之は高等科の卒業生であります。紀元節を知らないものが百人中五十四人、楠正成を忘れてゐる者が百人中五十四人、神武天皇は何代であるかと云ふことを判らないものが、百人中五十四人、明治天皇は何代前の天皇であるかと云ふ間に對して答へることの出来ないものは、百人中五十人、王政復古とはどういふことであるかと云ふことを知らないものは、之は尋常小學校を卒業したものと餘り變りがなく、百人中、六十九人が知らないであります。四大節は百人中、七十人のものが答へる事が出来ないと云ふ状態であります。固より徴兵検査の際は壯丁が緊張し過ぎて堅くなり、知つて居ることでも答へることが出来ない様なこともある、その證據には自分の氏名を呼ばれても、直ちにはつきり返事が出来ない者が多い、即ち誰れ夫れと云つてもハ、ア、イと蚊のやうな聲で返事をする、ハ、イ、ツと返事をしろと前以て聞かせるのであるが、さて呼ばれるとハツキリと返事が出来ない。之はマサカ仙臺市民の子弟として満二十歳になつて返事が出来ないのではないのでありませう。検査官の前に出て怯れた結果であつて前申したやうに知らないのではありますまい、餘り堅くなつて返事が出来なかつたり答へが出来なかつたりしたのでないかと云ふ事をも多分に含んで居りませうが、多分に含んで居つたとしても斯

教育上の缺陷

やうな何れも日本の國體に關係のある天長節、紀元節、明治天皇、王政復古、四大節と云ふやうな事についてハツキリした概念を有たないと云ふことは………これで義務教育を終つたと云つて安心してゐる事が出来ませうか、斯やうなる不確かな考へを持つてゐる所へ共產主義といふやうなものが入り込んで來ると恰度空袋に物を入れるやうなもので都合よく入つて了ふ、これは當り前の事ではあるまいかと思ふと眞に寒心に堪えないのであります。

其處で先づ尋常小學校の時代から國體觀念を明瞭にする教養が絶対に必要があると信ずるのであります。そこで先づ國體觀念といふことについて考へて見たいのであります。が、國體といふことを簡単に説明することは頗る困難であります。

國體の字義及出所

此の言葉はもとより支那から入つて來たことは申上げる迄もありませんが、支那の文獻によると管子の君臣篇と云ふ所に、「四正五官は國の體なり」と云ふことがあります。四正とは君臣父子で、五官は五行の官をいふのであります。これが即ち國の體なりと云ふのであります。これでは吾々が今日國體と云つて居る觀念に少しも合致して居らないのであります。又もつと明瞭に國體と云ふ言葉を使つて居りますのは、前漢の成帝紀であります。又もつと明瞭に國體と云ふ言葉を使つて居りますのは、前漢の成帝紀であります。其の中に「儒林之官、四海淵原、宜皆明於古今、溫故知新、通達國體上故謂」

之博士「否則學者無述焉」とあります。これは陽朔二年に教育のことに就て發布された詔の中から抄出したのでありまして其の意味は儒林の官は風教の淵源であるから皆古今に明かに故きを温ねて新しきを知り國體に通達すべしこれを博士といふべきで國體に通達しなければ博士といへない後進の學者もこれを祖述してはいけないといふのであります。これは皆様も御承知の通り、秦の始皇帝は、學問を非常に嫌ひまして、學者は深い穴を掘つて埋めて殺して了ふ、書籍は國中探して焼いて了ふと云ふ程のものであつたからその後を承けた所の漢の皇帝といたしましては、極力學問を獎勵し學者を尊敬すると云ふ態度に出ましたのでありまして國體の重要なことを示されたものであります。恰も我が國の今日に於ける情態を諷刺されたかの如き感じが起りますけれども國體といふ言葉の内容や意味に至りましては必ずしも今日の我が國に於ける國體の觀念と同視する譯には參りますまいと存じます。即ち國體といふ言葉は支那から這入つて來たものでありますけれども我が國に於ては餘程深長な意義を有つて居るのであります。幼少な兒童に對してわかり易く手短かに御話する事は極めて六ヶしいのであります。其處で小學校邊りでは此の國體といふ事を教へるのに非常に困つてゐる、例へば、尋常小學校の五年とか六年とかになれば、稍長い言葉でよく説明すれば歴史も習つて居り、地理も習つてゐるか

らどうにかわかるのでありますが、一年とか、二年とかいふところに國體といふことを説いて判らすことは非常に六ヶしい。其處で種々の辭書などを參考として成るべくわかり易く教へるのでありますから、私も多くの學校で備付けて居さうな辭書を借りて見ましたが、漢和大辭典(小學校邊りで重寶がられてゐる字引)には國體といふことを國の成立、或は國柄、或は國の體面といふ解釋を附けてゐるのであります。それで之は穩やかな解釋であるから學校等では國體といふことを教へるのに國の成立、或は國柄と教へてゐるかも知れません。もとより之は違つては居ますまい。又矢張り同じく小學校等で備へてゐる辭林と云ふ字引があるが、これは法律的に解釋を書いて居りまして、國家を主權の存在によつて觀察したる稱となし、之を君主國體と共和國體との二に分つ、と書いてある、之は法律家の見解を幾分取つたものでありまして國家と云ふものは主權の所在によつて觀察した名稱であると云ふのである。尙ほ簡単な解釋としては其の辭林にも國家の状態、國柄、國家の面目等と書いて居るのであります。更に之を小學校で重寶がつて使用してゐる大槻先生の言海に就て觀ると國體といふことを國柄と書いてゐる、一國の政治風俗の状態、國の體裁面目と云ふ解釋をつけてゐるのであります。其處で思ひ出しますのは先年日露戰爭の前でありましたが、日清戰爭によつて日本が大いに實力を認められ

そして日英同盟が成り立つて居りました時代であります。日本は島國で人口も多くないのであるが、上に 天皇陛下を戴き、國民は一致團結して非常に強い。就いては其の國民性についての講演を聞きたいものであると云つて前に文部大臣をされた關係から男爵、菊池大麓先生を英國で招聘したのであります。其の際に文部省では種々相談いたしまして、教育勅語を英文に譯して向ふに持つて行つてそして教育勅語によつて講釋する方が日本の國民教育の大方針を英國の國民に知らせるのには最も適當であらうといふことになりまして、そして朝野の學者を委員に文部大臣が任命しまして教育勅語を英文の翻譯に取りかかつたのであります。所が、國體と云ふ所に到りまして非常に困難を感じて議論があつたそうであります。それは英語にも一の言葉で國體とハツキリ云へる言葉がないものと見えてまして英文學専門の人達や法律家が十分困つたのだそうでありまして結局、今文部省が之が教育勅語の英譯であるとして公に發表してゐるものは大變面倒な言葉を使つて居ります。即ち *The fundamental of our Empire* となつて居りまして之は我が帝國の根本的性質と云ふ意味であります。我が帝國の根本的性質といふ六の言葉を書きましてそして國體といふ字を現はしたのであります。それが公に認められたる教育勅語の譯文である、我が帝國の根本的性質、これはマア之でよいでありませうが、之も亦非難す

るものがある、根本的性質といふことではまだ足りないだ、體といふことは足りないこと云ふことを論じて居りまして、此の教育勅語の翻譯にも非難があるが若し此國體と云ふことを加へれば八の言葉になる、これは翻譯でなくして解釋といふことになる譯であります、又日本語を英文に譯したものの、日本語を英文に譯す所の辭書であるが之は最近種々よいものが出版されて居りまして私の見ましたもので一番完全なものは何と云つても齋藤秀三郎氏の力作にかかる所の和英辭書であります。之は昭和五年に始めて出版になつたものであります。これには國體と云ふことを二つに分けて居りまして、其の一つは *Nationality* と云ふ言葉で現はして居ります。之は國情とか、國粹とか譯すべきものであります。モ一つは *National Constitution* で之は國民(家)の組織といふ意味であります、斯やうな譯でありまして國體といふ事を解釋することは簡單には日本語でも漢文でも英文でもなか／＼困難であります。

其處で日本人が有つてゐる所の國體といふ觀念を把みますのにはどうしても國體に關する思想の沿革と云ふものを調べなければならぬと思ふのであります。國體に關するとは随分日本には古くからありまして例へば佛教の方で日蓮上人が國家擁護を主張して居りますがその著書の神國王御書と云ふ本には極めて痛切に國家を擁護する説を述べて

居ります。鎌倉時代の末に出た禪宗の僧侶で、師鍊と云ふ人がありますが、此の人が元亨釋書と云ふ本を著しまして日本の國體が極めて優秀であるといふことを主張してゐるのであります。畢竟、之は佛教徒の見た日本の國體であるが、國體のことで最も力を入れて説いてゐるのは北畠親房でありまして、神皇正統紀に我が國の皇統一系といふこと、我が國は神の國であると云ふことを強調してゐることは皆様の御承知の通りであります。

徳川時代になつてからは、國體に關する議論や著書が非常に多くなつたことは申上ぐる迄もありませんが、朱子學の鼻祖である所の藤原惺窩と云ふ人の隨筆に千代もと草といふ本がありますが、これには我が皇祖皇宗の御美德について書いて居るのであります。即ち皇祖皇宗の身を持つること極めて御儉素であらせられ、一意専心、民を憐み給ふこと云ふ意味のことが書いて居ります。又山鹿素行の中朝事實と云ふ本は、乃木大將が非常に愛讀されましてそして自分で私財を投じて出版された程の本であります。是れには矢張り我が國の皇統連綿として上下の道が極めて明らかでありそして國民は總て勇武に秀でてゐると云ふことを嘆美しまして、一面に於ては日本の氣候風土、山水の美を極度に賞揚して居ります。又垂加神道の開祖山崎闇齋先生が我が國體を讚美されたことは之は申上げる迄もありませんが、此の山崎先生の門流には國體についての著書や意見を發表した

人が非常に多くあるのであります。これはその名前と本の名を申上げることは煩雜でありますから省く事にいたします。其の後に至つて陽明學派の熊澤蕃山が三輪物語と云ふものを書きまして、其の中に國體の尊嚴を説き本朝を三界の根原であると云ふ風に讚美してゐるのであります。水戸の徳川光圀公は國體論の大宗でありまして、藩の收入の二分の一を擧げて、「大日本史」の編纂に費つたと云ふことでありますから、これは茲に申上げる迄もありませんでせう。此のために水戸學の大家が澤山出まして、そして我が國體の尊嚴を説いて參つたのであります。更に轉じて復古學派の方を見ますと、これは又非常に國體のことを強く唱へました、漢學者等が支那を尊んで日本を非常に劣つた國のやうに考へてゐるのを嘆きまして、大いに我が國體の尊嚴を高調しました。特に平田篤胤先生の如きは人口に膾炙してゐる通り我が國の固有の道徳、即ち神ながらの道を強調されました。此の道は、皇祖皇宗の神々が起したものであつて、支那の聖人のやうなもの考へたやうなものでないといふことを強く主張したことは申上ぐる迄もありません。明治時代になりましてから維新の當初に於きましては、總て歐米の文物を採り入れるに急でありまして、日本の總ての文物を破壊することに是れ日も足らない状態でありましたからして明治の初年に於きましては極めて混沌たる状態でありましたが恰度明治二十二

年には憲法が發布され、二十三年には教育勅語が御發布になりました。之等の根本義が或は法律の上から或は道德の上から確立するやうになりましたことは之亦諸君の御記憶に新なる所であります。殊に日本ばかりではありませんが、何れの國家に於きましても戦争と云ふものがあればその國民精神といふものは非常に強く刺戟されまして、昂奮状態に置かれまするからして、従つて國體觀念の論議といふものも盛んに行はれます。明治二十七年、八年戦争の後におきましては明治三十年、三十一年邊りには日本主義と云ふものが非常に叫ばれてなかく新聞雜誌等にその議論が盛んでありましたが就中明治三十一年、尾崎行雄氏が文部大臣となりました、之は假定ではありませんたけれども、日本が假りに共和政體を布いたとしたならば三井三菱が大統領の候補になるだらうと云ふ講演をした事があります。之は帝國教育會の講習會の時に文部大臣として出席して斯やうな話をしたのであるから朝野の議論が勃然として起りまして遂にその職に堪えずして辭職されたことは皆様も御承知の通りであります。有名な共和主義の演説と云ふのが夫であります。又明治三十五年には哲學館事件と云ふものが起りましたが、之も亦非常に顯著な事件であります。此の哲學館事件といふのは今の東洋大學の前身で、小石川にある學校であるがその學校は倫理とか漢文とか云ふものについては文部大臣から中等教員の免許状を

無試験で與へる特權を與へられて居つた學校であるが、此の學校の教授に中島徳藏と云ふ人が居りまして、ムアヘットの倫理學を講義して居つたのは何等差支へありませんが文部省の視學官の熊本有尙と云ふ人が其試験に立會つたのであるが、その中に問題となつて騒がれた問題が出て居つたのであります。それは諸君も御承知であるが、動機善にして結果の不善なるものありやと云ふことを卒業試験に出した。それに對して答へた生徒の中に自由のために弑虐を爲すものを罰するは理に非ずと云ふ意味を書いた、つまりその人の考へがよければなした事は罪にならぬと云ふ考へを有つてゐるからして自由のために弑虐を加へても之を罰するのは理でない、と云ふ答案を書いたのに満點をつけて居つた所を見つけられたそうでした。其處で之は非常な問題になつて哲學館は遂に無試験檢定の特權を取消されました。最近迄慘憺たるものであります。近頃漸く斯やうなる不穩當な講義はしないと云ふ證據が擧がりまして特權も又再び附與され今日では東洋大學として建つてゐるのであります。斯やうな譯であります。明治時代になりましたも思想の動きが非常に不安定でありましたが端なくも起りましたのは明治四十三年の大逆事件であります。此の事件に刺戟されました當時の小松原文部大臣は、國體の教育と云ふものを小學校から大學迄しなければならぬといふ事になりました、先づそれがためには法

律學者では法學博士の穂積八束と云ふ人、倫理學者では井上哲次郎博士又その補助としては吉田熊次博士の三人を文部大臣から委員に囑託しまして國民道德に關する要領を調べさせたのであります。その結果全國の學校に倫理といふ學科があつたのを修身と改正したのであります。倫理を教へるといふよりも修身と云へば日本の道德を教へると云ふことに解されました。皆倫理と云ふことを修身と云ふことに改正されたのであります。それから凡ゆる學校に國民道德と云ふものを加へることにしたのであります。然し此の國民道德と云ふものを加へることにしましたけれども一体國民道德といふものは何を教へるのだから中學校、師範學校、高等女學校の先生でも、却て見當がつかなくつた、其處で文部省では先づ此の三人を講師といたしまして文部大臣の前で此の三人の人が色々打合せをいたしました。その意見が一致したところで國民道德と云ふものは斯う云ふことに考ふべきものだ。と云ふことが大体協定がついたのであります。其處で先づ第一に、全國の師範學校長を召集しまして文部大臣から懇篤にその旨を訓示する、又穂積博士、井上博士等も國民道德を教へる同時に又師範學校の修身科を教へてゐる先生を文部省の修文館と云ふ所に召集しまして同様の講習を行つたのであります。之は中學校等にも此の講習をしてゐるのであります。斯やうな次第でありまして此の明治四十四年頃迄の間には種

國體の意義

々議論があつた。文部大臣でさへも共和政体の演説をする位であるから、朝野の議論と云ふものは教育勅語が御發布になつてあるに拘はらず、得手勝手な議論をして居つた。それから中等學校に於ても随分違つたことを修身科に於て教へてゐる或は外國の倫理等の教科書その儘を講義してゐると云ふ状態であつたのであります。沿革に關する事は此の程度にいたしました。然らば國體といふものはどう考ふべきかといふと、日本の國體といふものを頭におきまして、日本で吾々が日本國民が國體と感じてゐる正體は何んであるかといふことを考へなければならぬのであります。吾々が國體と云ふてゐるのは、只今迄極く大ざつぱに日本の學者の思想上に現はれました國體觀念のことを説きましたが、それ等を要約して考へ又日本の歴史及び國民の傳統的精神等から考へて見ましても國體といふものは其の國の歴史、其の政治的及び社會的の組織の全部を含めなければならぬのであります。之等の全部の持つてゐる所の特色を綜合したものが國體と云ふことになると云ふやうに思はれるのであります。斯やうに考へて見ますと法律學者の様に主權の所在のみを以て國體と云ふことを定め、主權が君主に在るのは君主國體であり、主權が人民に在る場合は民主國體であると云ふ風に、單に主權の所在だけで國體と云ふことを判斷するのは頗る狭きに失するものであつて、吾々一般國民が考へてゐる所の國體と云

ふものの觀念とは餘程廣狹の差がある様に思はれるのであります。然らば學問的に國體と云ふものの定義は如何と云ふことになれば、之は非常に困難でありまして今日迄隨分多數の人が日本の國體について或は國體新論、或は國民道德論、或は國體原論といふやうな種類の數限りもない著述をして居りますけれども國體と云ふものについて明晰なる定義を與へてゐるものを殆んど見當らない様でありまして、唯國體と云ふものは斯ういふやうなもんだと云ふ風にその事實を擧げて居るに過ないのであります。それで或學者は頗る廣義に解釋し斯ういふ風に國體の事を抽象的に定義を與へて居ります。即ち國體といふのは一定の有様を以て始まり経過しその結果現在存立してゐる所の國家組織の状態である。と云ふやうに言つて居るのであります。之は日本の國體といふことを考へましてそのことを抽象的に現はすのには此のやうな空漠な言葉を以てするより外にないのであります。即ち一定の有様を以て始つてそしてそれが経過してその結果現在存立してゐる所の國家組織の状態になつてゐる、それが國體觀念だ。と云ふやうに假りに定義を拵へて立てるのであります。これが、これではどうも判りません。其處で然らば吾々が日本の國體と信じてゐる所の吾々の信念に基く所の國體は、どういふものであるかと云へば之は申上げる迄もありません。我が國體は萬世一系の皇統を基礎として成立つたものである之は何人

も如何なる學者も異議のない所であります。萬世一系の皇統を基礎として考へることは勿論であります。然しながら先程以來申述べました通り國體と云ふことは其の國の政治社會、其他萬般の状態を包括するものであるからして、我が國體觀念の基礎となつてゐるものは、單に萬世一系の皇統だけでは完全とは申されません。固より其の根本は萬世一系の皇統が基になつて、吾々が今日考へるやうな國體の觀念と云ふものが發達して參つたのでありますけれども、此の國體の概念を具體的に表現するには更に之を敷衍して、其の重要な特質を考究する必要があると思ふのでありますから、以下數項に分ちて其の特質を申述べたいと存じます。

我が國體の特質

一、萬世一系の皇統　我が國の國體が萬世一系の皇統を基礎とし成立することは此處に私が説明する迄もありません。既に有史以前から我が國民の傳統的信念の上に確立してゐる所でありますが、更に之を法律的に定められましたのは明治大帝の發布された不磨の大典、帝國憲法第一條の明文であります。即ち大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治すと定められましたことは、之は祖宗三千年來定まつて來ました所のものを憲法第一條に聚約されたものでありまして、我が國體の基礎をなすものであることは申上ぐる迄もないのであります。で日本は事新らしく申上ぐる迄もありませんが、今日吾々の

一天萬乗の君として奉戴してゐる所の 天皇陛下の御先祖様即ち皇祖天照大神を中心として集つて、團體を作りましたところの天孫民族によつて肇められたのでありまして、憲法とか法律を以て始めて斯様になつた譯ではないのであります。即ち我が萬世一系の皇統と云ふことは我が國體の絶對なものでありまして、外國の如く法律や憲法等によつて始めて決まつたものではないのであります。

二、建國の悠遠 第二に國體觀念の基礎となるべきものは我が建國の悠遠なることであります、神武天皇の御即位になりましてからは二千五百九十二年と云ふやうな事になつて居りました其の間に神武天皇から十數代迄の間には曆數の計算の錯誤があると史家の間には議論があるのであります。之は錯誤があるかないか確かなことは固より判りませんが或史家は外國の年代等と對照して約三百年程延びてゐると云ひますからして之を假りに三百年差引いて考へましても二千二百九十二年と云ふことになりすから世界に斯様なる古い建國の歴史を有つてゐるものはないのであります。固より支那や印度の如きは四千年の歴史を有つてゐると云ひますけれども然しながら屢々切斷されて繼續して居らぬ支那は易世革命の國で二十四回以上も朝廷が變り印度は今日は英國の一屬邦に過ぎないやうな状態でありまして繼續したる國家ではないのであります。又世界中

を見ましても、今日に於きましては、殆んど建國の悠遠なる國家はないのであります。英國は最も歴史を重んずる古い國家だと云はれてゐますけれども、僅かに西暦八百二十七年ウエセックスと云ふ人が、其の位に即いて王朝を作つてからの事でありまして、その後には幾多の革命が起つて居ります。或はノルマン王統、或はブランドンネット王統或はチュードル王統と云ふ風に變遷し今日はハノーフェル王統の時代でありまして、其の間にクロムウエルの共和時代さへもあつたのであります。假りに之は王統が代りましてもアングロサクソン民族の血液が續いてゐるものと考へましても尙ほ僅かに一千年であります。ドイツ、ロシア等も建國は英國と相前後してゐるけれどもこれは申上ぐる迄もなく革命に革命を重ねて居る状態になつて居ります。イタリーやフランス等もモット古いのであります。矢張り革命を重ねて居りまして、數ふるに足るものがあります。アメリカは昨今非常に富強を以て誇つて居りますが、建國僅かに百五十年に過ぎません。斯やうな風に考へて見ますと教育勅語に「國ヲ肇ムルコト高遠ニ」と仰せられたのも實に意味深長なものがあるのであります。顧るに神武天皇の即位紀元即ち歴史に明らかかな時代が二千五百年以上も續いてゐるのでありますけれども、その以前は何千年であるか殆んど判らない、然しながら之は中心となる所の皇室がありましたして、其の周圍に吾々の祖先……

天孫民族がその皇室を中心として團體を作つて居つたことは殆ど疑ふ餘地もないのであり、まして、日本書紀等には日向時代には百七十九萬二千四百七十四歳を経たとあるのに徴しましても、非常に長かつたと云ふことが判る。斯くの如く神武天皇以前に於きまして既に國家の形態をなした年數といふものは計り知るべからざるものでありますが、兎に角非常に長いこと云ふことは確かであるけれども、遺憾ながら今日の學問を以てしては明らかにすることは出來ないのであります。之を要するに世界各國中我が國ほど建國の悠遠なものが一つもないことは極めて明確であります。

三、自然的成立 第三の我が特質は日本の國家は拵へたものでなく、自然に成立したことであります。之が國體の基礎觀念の重要なものであります。學者の説によれば、國家といふものは「我」を擴張した團體であると云つてゐる、即ち「我」を擴張したものが「家族我」であり「家族我」を擴張したものが小さい「國家我」であると云ふことである。國家と云ふても一個人の擴張に過ぎないと論じてゐるのは之には相當の意味があると思ふのであります。又法律家は國家と云ふものの定義を與へまして普通に三の觀念に依つて成立つものとするのは皆様の御承知の通りであります。即ち國家といふものは一定の土地といふものがあるとそしてそれに統治組織が存在してゐる所の人民の團體である

言葉を換へて云へば、土地と主權と人民といふものの三の要素から成立つてゐると云ふことになりましますからして、今日の國家の觀念では國家は人民の約束した規則を以て作る事が出来る。茲に一定數の人民が集つて、そして相談をして憲法のやうなものを作り、そして主權といふものを確立して其處に國民の團體があり、一定の國土があれば國家といふものは作ることが出来るのであります。例へばアメリカのやうな國、近くは新滿洲國の如き規則を先づ制定して規則に従つて主權の所在を定め、國民の權利義務といふものを定め、そして國家の形體を備へることが出来るのであります。然し日本の國家は斯うにして作つたものではないのであります。自然に成立し、又自然々々に發達したことは皆様の御承知の通りであります。國家成立の歴史には非常な權力を以て弱い民衆を壓迫し征服するといふ方法もあります。或は權謀術策を持ちまして、そして一國の主權を手に握るといふやうな場合もあります。然し斯ういふのは所謂或は力を以て、或は策を以て、そして無理に其處に國家と云ふものを成立たせる場合であります。日本に於きましては、些かの無理がないのであります。そのことは今茲に申上ぐる迄もないのであります。日本は當然過ぎる程當然に歸すべき所に歸してゐるのであります。即ち我が國は家族制の發達したものでありまして、綜合家族制といふても差支へないのであります。

ます。即ち同一の血統を有するところの家族といふものがあり、それが氏となり又その澤山の氏といふものが集りますから、その氏の長と云ふものがなければなりません。此の氏の長と云ふものが同じ血族の氏全體を支配することは極めて自然であります。親が子を監督して行くと云ふのでありますから之は法律や権力で作つたものでなくして天然自然に生れ出でた所のものであります。此の氏の長者がその氏全體を支配し、そしてその家族を率ゐて朝廷に仕へると云ふ事も亦極めて自然であります。我が皇室は國民全體の御宗家であるからして 天皇は又皇室の長に當らせられるのであります。斯くの如く自然的に最も尊いところの長者の地位を保つてゐらせらるゝ 天皇陛下が主権者であらせられることは極めて自然でありまして、誰が拵へたものではないのであります。天地自然の道理に叶つてゐるのでありますからして、我が國は作つたものでもなくして天然自然に發達した國家であります。

四、君主と國家との合一 第四の特質は君主と國家といふものが同一體に歸することであり、明治四十四年に文部省に於きまして中等學校の修身科教師を召集いたしました講習を行つたことがありましたが、その講師に東京帝大の美濃部法學博士が頼まれたのであります。其の時にその講習に於て美濃部博士は申されました。之は種々議論

のあることでありまして、非常に六ヶしい議論で私が茲に引き出しますことだけでは美濃部博士の眞實の考へを現はすことは困難であります。時間が省くために簡単に申述べますからお許しを願ひたいと思ひます。

美濃部博士は全國の中等學校の修身の教員の前で「皇位は統治權の主體にあらず」といふことを説きました。言葉を換へて云へば 天皇は國家の機關なりと云ふことになるのであります。即ち 天皇機關説でありまして、朝野の間に非常に議論が起りました。同じく帝大の上杉博士等は極めて極端に強い言葉を以て否認し之を排撃したのであります。之は美濃部博士は帝國憲法第一條を抹殺したものである。帝國憲法第一條では「天皇ハ日本ヲ統治ス」と書いてあるのに「之は統治權の主體にあらず」と云へば 天皇は統治權を有たないことになるのではないかと云ふので、非常なる非難を加へました。之が文部省の講習會に起つたことであるだけ、一層その勢を激成しまして、同じ法科大學の穂積八東博士は、之は又非常に烈しい言葉を以て美濃部博士を論難したのであります。此の議論は學説としては、今日も猶ほ歸一する事がないやうであります。然しながら學説としてはどうであつても吾々は之を的確なる事實として事實を正視しなければならぬのであります。即ち事實としては日本に於きましては君主と云ふものと國家といふものは一

體になつて居り君國合致してゐるのであります。君國の合一と申上げてよいのであります。何故かと云ふと我が國は綜合家族制でありまして、その總本家即ち宗家たる皇室を上に戴くことは極めて自然的であつて、最も合理的である。即ち民族の中心たる皇室を戴いてそして出來上つた國家が即ち日本である。日本の國家は綜合家族制を指すのでありまして此の綜合家族制を除いて終へば國家はありません。其處で 天皇は國家なりとする論鋒は外國人などには不思議に思はれるかも知れないが理窟はどうあつても事實としては日本は 天皇を中心として集團した所の國家であるからして此の中心を除いて國家を考へる譯には參らないと信ずるものであります。若し此の家族制に於きましてその中心となる所の總本家が消滅して、此の家族全體を支配するものが無くなつた場合に於きましては國家は其處に消滅する外にないのであります。斯様な次第でありますから吾々の信念によれば我が國に於きましては國家と君主とは同一體をなすものであります。尙ほ此のことは歴史的の事實からも證明することが出來ると思ひます。即ち他の國家は國民が先づ在つて國家が社會を作りよく發達した状態になつた所で主權者と云ふものを選んで或は人民の中から選び、或は身分の善いものから選ぶと云ふことにして其處に國家と云ふものが成立するのであるが、日本としては皇室は吾々國民より先づ先きに存在

して皇室の下に天孫民族が集つて團體を作つたのが日本の國家であつて畢竟國家は皇室の擴大延長に外ならぬのであります。故に若しも皇室が無くなつた時には國家が根底から消滅するのは當然であつて之は日本の歴史であり、事實であると信ずるのであります。果して然らば 天皇は國家の機關であると云ふことは成立つてありませうか、國家と天皇とを別に考へればそう云ふことになりません。けれども 國家即ち 天皇であり、天皇即ち國家であると云ふ事實であるから、西洋の理窟はどうであつても、日本に於きましては忠君愛國は一體である。忠君即ち愛國である。外國に於きましては忠君が必ずしも愛國でない、主權者は國家の機關であり國家の役人であるからして、その役人が悪いことをするかも知れない。それで國家のためにその役人を除くと云ふことは國家に忠になると云ふこともあり得るのであります。然るに日本に於ては君と國とは一體であるからして忠君と愛國とは一の觀念に融合してゐると信ずるものであります。

五、君民の特殊關係 更に國體觀念の基礎として重要なものの一は君民の間の特殊なる關係であります。即ち君主と國民とは特別な關係に相成つて居り、これが日本の國體であります。權力を以て征服したる國家に於きましては、君主は國民の敵の様なものでありまして君主の命を守り租税を納めなかつた時は之を牢獄に投じ甚しきは之を

殺戮することもあつて、民衆の生命財産と云ふものは毫も保護されないであります。然るに日本に於ては皆様御承知の通り、雄略天皇の御言葉に「義は君臣情は父子を兼ねたり」と云はれてゐる。義の上に於ては君であり臣であるけれども情の上からは親子を兼ねたものである。日本の天皇陛下は外國の主權者が權力を以て臨んでゐるのと違つて、吾々の總御本家たる氏の長である親の親であるからして君臣であるが、一面に於ては親子の關係である。今日も御祝詞で拜聴いたしましたのでありますが、日本に於きましては國民をおほみたからと呼んでゐる、此の「おほみたから」の「たから」は田族タカウが轉訛したのだといふ説もありますから其の起原から言へば或は皇室の田を耕す農民を指したものかも知れませんが、何時とはなしに一般の農民を指すこととなり、遂には一般國民を指す御言葉となつたものである。斯くて國民全體を指す所の「タカラ」といふ言葉が更に轉じて貴重な品物を指す様になつたのは遠く肇國の昔から皇室に於かせられて國民を愛撫せられ、之を重んぜられたありがたい大御心の結果に外ならぬのであります。斯くの如く一國の主權者たる君主がその人民に對し「おほみたから」として之を重んじ之を慈しまるゝことは全く世界に類例のないことでありまして、前にも述べた通、雄略天皇が「義は乃ち君臣、情は父子を兼ねたり」と仰せられたことは日本書記に見えて居りますが、これ

と同じ意味の御言葉は其の後に於ても御歴代の御詔勅の中に度々繰り返されて居ることを拜しましても、蓋し思半ばに過ぐるものがあらうと思はれるのであります。又歴史に於て、仁徳天皇が高き屋に上つて煙の立つのを御覽になつたと云ふことや、或は三年間も御殿の修繕をなさらずに、「民の富めるは朕の富めるなり」と仰せられたと云ふやうなことで、醍醐天皇が寒い晩に人民はどれだけ寒がつてゐるだらうと仰つて御衣を脱がせられたと云ふやうなこと、或は、龜山天皇が身を以て國難に代らせられることを御祈りになつたと云ふやうなこと、斯うした御仁慈は數限りもなく皇室と人民の間にあるのであります。明治天皇様が「千早ぶる神ぞ知るらむ民のため、世を安かれと祈る心は」又「永へに民安かれと祈るなる、我が世を護れ伊勢の大神」といふやうな民の上を思はせられる御製は澤山あります。此の君と民との情愛が人情を以て結ばれ、そして法律や何んかで君主の權利とか人民の權利とか義務とかいふことで結ばれず、所謂義は君臣情は父子と云ふ親と子との關係、天皇は吾々の大御親と云ふ觀念の國體は世界中何れの國にもその類例を見ないのであります。

六、國民の統一　次に此の國體觀念の基礎の一として擧ぐべきことは國民が統一されてゐると云ふことであります。學者の説によれば天孫民族と云ふものは我が皇室を

廻つて存在したところの國民であるが、然し大和民族は違ふといふ人もあるのでありますが然し吾々の信ずる所によれば天孫民族は極めて寛容性に富み同化性に富んで居りまして日本に元から居つた所の民族、熊襲、アイヌとか種々の民族が居り或は朝鮮、滿洲或は支那から渡來したやうなものも澤山あらうが、然しながら之は遠く何千年の昔から流れ來つた所の天孫民族の血液の中に融合されて今日の大和民族を作つたのでありまして日本位統一されたる民族といふものはないと思ふのであります。最近彼のオリンピック競技大會から歸つて參りました人の話にアメリカの日本びいきの人の話であるが、日本に行つて一番愉快なのは日本には人の多いことだと云ふことであります。此の人の多いと云ふことの意味は同じ民族がまとまつてゐると云ふ意味である。これはアメリカ邊りのやうに各國の民族が混然と集つてゐると違つて、日本に行つて見ると外國人が見てもよく大和民族と云ふものが斯やうにまとまつた統一的國家であると云ふことが明らかに判るといふことであります。

七、金甌無缺の國家　その次ぎに國體觀念の基礎となることは日本は曾つて外國から汚されたことのない金甌無缺の國家であることであります。元より蒙古の來寇等もあつたのでありますが、御承知の通りに一時は島などが占領されたことがあつても後残ら

ず神風の威力によつて撃滅したと云ふことを除くといはしまして、戦争をすれば必ず勝つてそして他の國を占領する、他の國に押しかけて行つてその國を占領してゐると云ふやうな事實はありますけれども、何千年の間、未だ嘗つて外國から汚されたと云ふ事實はないのであります。斯やうなことも吾々の國體觀念の一の基礎觀念に入るべきものであると考へるのであります。

八、國家の發展性　最後に申上げなければならぬのは國家は頗る順調に發達してゐる乃ち國家の顯著なる發展性であります。例へば隣國の支那にいたしましても既に二十四度も變つてゐる。又ロシアにいたしました所が前のロマノフ家が覆滅して今日ではソビエトロシアに相成つてゐると云ふやうな具合に外國には何れも盛衰があります。我が日本の國家は……之は詳しく申上げる時間がありませんが……外國人が日本を視察して書いた書物等を見ればよく解るのであるが、日本ほど順序を追ふて發展してゐる國はありません。先づ近く明治になつてから考へて見ましても日清戦争に於て勝つた。勝つたと云へば直ぐに義務教育年限と云ふものを四ヶ年から六ヶ年に延ばして大いに國民の教育と云ふものを盛んにした。又明治三十七、八年の日露戦争に勝つたと云へば更に教育の改善發達について此の教育に關する勅令を改正して民心の作興に努めたと云ふやうな

具合に、一難を経れば一難を経る度に國民的精神が發揚されて來てゐるのであります。即ち此の日本の如く難に遭へば遭ふほど勇氣を出して、そして發展して行く所の國家といふものは世界中にその比を見ないのでありますから、此の事も亦日本の國體の基礎觀念の中に加へるべきものではないかと考へるのであります。

時間がありませんので此の基礎觀念についてモツと例を擧げて申上ぐべき所でありませんが基礎觀念の説明は此の程度で略すことにいたします。

次に此の國體觀念の教養と云ふことについて申述べる豫定でありましたが時間がなかりましたので此のことについては極めて簡単にその要點だけを申上げたいと存じます。此のお話の始めに申上げましたやうに、この悪い思想を防ぐのは矢張り思想を以てするより外はない、思想で攻めて來たものに槍や鐵砲で防ぐことは出來ない、之は矢張り思想で防がなければならぬ、此の思想で防ぐには小學校の義務教育からである。此の國體觀念と云ふものを小學校で強く教へ込まなければならぬ。それには先づ家庭から始める必要があると思ふのであります。極めて簡単にそのことを申上げたいと思ひますが、日本に於ては四大節とかその他種々な祝祭日があります。紀元節の如き、國が肇つたとか、或は天長節の如き、天皇陛下の御生れになつたとか云ふやうな、日本の歴史に根據を

有するところの國體の基礎となるべきお祭について極めて冷淡である。町内のお稻荷さんのお祭だと云へば赤飯を炊き、親類朋友を呼んで業を休んで迄も所謂お祭騒ぎをやりませうけれども日本の三千年の歴史を有する建國のお祭を各家庭に於ては何をして居りませう。極めて冷然たるものである。建國のお祭をやる紀元節と云ふやうなお祭は極めて重要な意義あるお祭である。斯う云ふ時にこそ國旗を立てるばかりでなく、赤飯を炊くなり友を集めるなり相當の事をやつてそして赤ん坊の内から建國の精神と云ふものを養ふことが最も肝心であり最も必要なことであると思ふ。そう云ふことをしないから小學校で滿六ヶ年間も教へたことが家庭に於て閑却され、社會の風に吹き曝れて忘れて終つたとも觀察することが出来るのであります。斯やうな譯でありまして此の紀元節は只一の例であります。家庭に於きまして此の國の大事なことは矢張り學校とか或は市町村とかと相對應してその一家擧つて祝ふとか、喜ぶとか云ふやうなことが最も大事であると思ふのであります。又學校に於ても今日迄の國體に關する教育の仕方が極めて薄弱であります。例へば紀元節と云ふ時には規則によつて校長先生が生徒一同を集めてお話するのであります。その場合には尋常一年から六年生迄一所に集つて居る。講堂のある所はよいが、講堂の無い所は長く立たせておくことが出來ない、長く立たせておく時

は腦貧血等を起す生徒が三人も五人も出来るのである。又校長先生の話すことは一年生の生徒に判らせるやうに話す時は六年生は餘りやさしくつまらない。又之に反して六年生に聞かせようとすれば一年や二年の生徒に徹底しない。其處で誰にも判るやうなことを校長先生が話さなければならぬ、それでサツパリ判らない。只校長先生が何か仰つた位にしか子供は感じない、教育勅語は上級生は暗誦してゐる程であるが下級生は少しも判らない。恰度坊さんが職業で南無阿彌陀佛を唱へるやうなものであつて單に職責としてそつういふ程度の事をやる。之は決して教育ではない、それだからして 神武天皇のことでも天長節のことでも眞實によく判つてゐない。眞實によく判つたら家庭でお赤飯をすることも忘れない筈である。それで之は學校によつてはそつうしてゐる所もあります。が……徹底してゐない、……一年生なら一年生ばかりを式の時に集めて校長先生が簡單にお話するやうにするより外にはありません。智力の發達の程度の違ふものに話して聞かせるのであるから誰にも適當でない話をするより外に仕方がないが。各受持の先生が或は天長節とか紀元節の後とか前の日に於て一年生とか二年生に判るやうな言葉を以て反覆して教へなければならぬ、それでなければどうして判るものではない、若し判らなければ二日も三日も要^かつてそれを教へ込むやうにしなければならぬと思ふ、そつういふ

努力が今日は缺けてゐるのではないかと私は思ふのであります。之は天長節ばかりではありません、何事も教育のことは根氣比べでなければなりません。一のことを教へることも徹底する迄やらなければならぬと思ひます。どうか各御家庭に於きましても學校に於ても此の國體觀念の養成と云ふことに就きましても多少しく御理解を以てそして建國祭の如き時には少くもお赤飯をするとか何んとかしてお祭の氣分と云ふものを出し、故今日は目出度いのか今日は日本の誕生日であり、日本の建國の記念日であるから目出度い喜ばしいのであると云ふことを小學校に行かない小供にでも知らせると云ふことではなければ此の國體と云ふものは實にどうなるか判るものではないのであります。實は此の教養と云ふことについてよく順序を立ててモツと詳しく申上げる考へでありましたが大分時間が経ちましたから此の程度で私の話を止めることにいたします。誠に下らないことを長い時間に亘りまして申上げましたのであります。此の調べ等も不行届でお判りにくかつたことだらうと考へますが、その點はお宥しを願ひたいと存じます。(完)

昭和九年一月二十八日 印刷
昭和九年一月三十一日 發行

【非賣品】

仙臺市教育會
發行所 仙臺市小田原金剛院丁二七

編輯兼
發行人 佐藤兵藏

印刷者 仙臺市新名懸丁二
安原行也

印刷所 仙臺市東六番丁小學校向
安原印刷所
電話三四二九番

終

